

報告第一号

令和五年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和五年二月二十七日提出

大分県教育委員会教育長 岡本天津男



(公印省略)

財 第 483 号
令和5年2月20日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

議案に対する教育委員会の意見について (照会)

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・令和5年度大分県一般会計予算関係部分
- ・大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

2 議案提出県議会

令和5年第1回定例会

教委教改第1522号
令和5年2月21日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和5年2月20日付け財第483号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

令和5年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	令和5年度 当初予算案	令和4年度 当初予算額	差引増減	
3 福祉生活費	2 児童福祉費	26,404	26,446	△ 42	
10 教育費	1 教育総務費	6,595,116	6,860,685	△ 265,569	
	2 小学校費	35,101,693	36,740,867	△ 1,639,174	
	3 中学校費	21,417,050	23,334,638	△ 1,917,588	
	4 高等学校費	27,137,169	28,607,218	△ 1,470,049	
	5 特別支援教育費	11,338,247	11,651,521	△ 313,274	
	7 社会教育費	2,481,868	1,959,825	522,043	
	8 保健体育費	1,286,589	1,386,857	△ 100,268	
11 災害復旧費	4 県立学校施設 災害復旧費	110,000	110,000	0	
教育委員会 計		105,494,136	110,678,057	△ 5,183,921 (△4.7%)	
	うち事業費	構成比	(16.3%)	(15.3%)	(1.2%)
		金額	17,165,692	16,964,045	201,647
	うち人件費	構成比	(83.7%)	(84.7%)	(△5.7%)
		金額	88,328,444	93,714,012	△ 5,385,568

<参考>

県予算額に占める教育委員会 予算額の割合	15.6%	15.4%	
県 予 算 額	677,352,000	717,841,000	(△5.6%) △ 40,489,000

令和5年度当初予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	令和5年度 当初予算案 〔 令和4年度 当初予算額 〕	当初予算案の概要	所管課
1 新時代の学びを支えるICT活用推進事業	141,865 (115,673)	ICTを効果的に活用した授業改善を図るため、ICT教育サポーターを育成・派遣するプラットフォームや優良授業事例等を閲覧できるポータルサイトを運営するほか、県立学校のICT機器等を整備する。 【新】採点業務を効率化する採点補助システムの導入	教育デジタル改革室
2 教員業務サポートスタッフ等派遣事業	476,499 (756,052)	学校教育活動の充実と教員の働き方改革を進めるため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員を配置する。 ・スクールサポートスタッフ 294人 ・学習指導員 111人	教育人事課
3 教員の産休・育休取得促進事業	100,652 (74,724)	教員が産休・育休を取得しやすい環境を整備するため、代替教員を早期配置し、ゆとりある引継期間を確保する。 ・休暇・休業期間に入る1～4か月前の代替教員配置の拡充 ※2学期に産休取得予定の中学校及び高等学校の学級担任教諭を対象に追加	教育人事課
4 新 教員確保に向けた魅力発信事業	2,240 (0)	教員を確保するため、SNS等を活用した教員の魅力を発信する広報活動等を強化する。	教育人事課
5 県立学校施設整備事業	3,281,631 (3,688,038)	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・第三次特別支援教育推進計画に基づく施設整備（大分地区新設特別支援学校校舎の建設、別府地区実施設計等） ・大規模改造（中津東高校など9校）など	教育財務課
6 公立高等学校等奨学金給付事業	383,716 (371,341)	保護者の経済的理由による修学機会の喪失を防止するため、修学意欲のある高校生等に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯 第1子 年額117,100円 (114,100円→117,100円へ増額) 第2子以降 年額143,700円 生活保護受給世帯（修学旅行費相当分） 年額 32,300円 専攻科の生徒に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 年額 50,500円	教育財務課
7 新 いじめ・不登校等対策事業	81,050 (0)	いじめや不登校等を未然に防止するとともに、早期解決や長期的支援を行うため、教育相談体制を強化するほか、先端技術を活用した取組を実施する。 ・登校支援員の増員（16人→35人） ・ICTを活用した家庭学習支援 など	学校安全・安心支援課
8 スクールカウンセラー活用事業	242,831 (267,030)	児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校・特別支援学校に配置する。	学校安全・安心支援課
9 スクールソーシャルワーカー活用事業	104,510 (104,424)	貧困など家庭環境に起因する不登校等の未然防止、解決のため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカー（SSW）及びSSWへの助言を行うスーパーバイザーを配置する。	学校安全・安心支援課
10 未来を創るGIGAスクール推進事業	16,153 (16,551)	小・中学校での主体的・対話的で深い学びを推進するため、授業のイノベーションを促すフロンティア校においてICT活用による授業改善等を実施するとともに、中山間地域等における遠隔教育を行う。 ・個別最適な学びを実現するためのAIドリル等の導入 ・中山間地域等の小規模校における遠隔教育の実施 など	義務教育課

11	未来を創る学力向上支援事業	832, 853 (859, 826)	小・中学校での学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に対し、小学校教科担任制における専科教員等を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力を把握するため、学力定着状況調査(小5及び中2)を実施する。	義務教育課
12	さくら咲く特別支援学校就労促進事業	16, 987 (24, 195)	特別支援学校生の一般就労を促進するため、さくらの杜高等支援学校の授業内容を充実させ県内の特別支援学校に配信するとともに、教員向け研修などを実施する。 ・外部講師による授業の実施と他校へのWEB配信 ・教員向け専門教科実務研修や企業実地研修の実施 など	特別支援教育課
13	未来へつなぐ学び推進事業	166, 311 (169, 542)	これからの時代を担う高校生の確かな学力の育成とグローバル教育及びSTEAM教育を推進するため、英語4技能育成システムを構築するほか、先端技術を活用したEdTech教材を引き続き導入する。 ・英語4技能の育成に向けた認定テストの実施と指導体制確立 ・個別最適な学びを実現するためのAIドリル等の導入 ・STEAM教育のための学習用教材の導入	高校教育課
14	地域との協働による高校魅力化推進事業	39, 366 (37, 986)	地域の高校が中学生から選ばれ、地域に活力を生む学校となるため、地域課題探究学習の実践等地域と連携した取組を強化するとともに、中山間地域に立地する小規模高校とのネットワーク構築に取り組む。 ・高校を核としたプロジェクトの実施 限度額 基本型80万円、選択型70万円 (特別枠は上記限度額に200万円追加) ・小規模高校におけるICTを活用した遠隔授業の実施 【新】国東高校を配信校とした三重総合高校での土木系オンライン授業の実施	高校教育課
15	新 県立高校未来創生事業	42, 655 (0)	魅力ある高校づくりや地域とともにある学校づくりを進めるため、学科改編に伴う新たな授業展開に取り組むほか、全国募集やコミュニティ・スクールの導入を実施する。 ・AIテクノロジーを活用した情報処理講座の実施(情報科学高校) ・データ活用を取り入れたマーケティング講座の実施(津久見高校) ・全国募集の実施(国東高校、安心院高校) ・地域と高校との協働体制を推進するコミュニティ・スクールの導入(安心院高校、国東高校、竹田高校、中津南高校耶馬溪校) など	高校教育課
16	新 未来を拓く先端技術活用人材育成事業	11, 129 (0)	デジタル人材を育成するため、県立高校において地域の外部人材を活用した講座を実施する。 ・ドローンを活用したプログラミング講座の実施 ・イノベーション創出に必要な目的意識等を醸成する課題解決型講座の実施 など	高校教育課
17	子ども科学体験推進事業	42, 179 (45, 199)	小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、学習機能を持った「体験型子ども科学館O-Labo(オーラボ)」を運営し、企業・大学・高校と連携した科学体験講座を実施する。 ・科学体験講座を開催するサテライトラボ(地域拠点)の実施 【新】中学生を対象とした「ICT教室」や「宇宙教室」の実施 など	社会教育課
18	新 学校との連携・協働による「地域協育力」向上事業	71, 956 (0)	学校・家庭・地域が一体となって子どもを取り巻く課題を解決できる体制を構築するため、「協育」ネットワークの強化に取り組む市町村を支援する。 ・地域学校協働活動推進員の配置(82名) ・大学生等による未来創生塾(小・中学生 135教室) ・地域住民と体験学習等を行う小学生チャレンジ教室(156教室) ・保護者を対象とした家庭教育支援 など	社会教育課
19	女性の地域活動実践力向上支援事業	2, 978 (3, 314)	多様化する地域課題を住民主体で解決する体制を強化するため、女性の視点を活かした地域づくりに必要な実践力の向上に取り組む。 ・地域活動実践力向上研修会の開催 ・実践力向上に取り組むモデル事業の実施(3団体) など	社会教育課
20	未来の芸術文化担い手育成事業	2, 414 (4, 588)	児童生徒の豊かな創造性や感性を育むとともに障がいの有無にかかわらず発表できる機会の創出のため、特別支援学校と県立高校の同世代交流を進め、作品の共同制作や共同展示を実施する。	文化課
21	文化部活動改革推進事業	7, 779 (1, 649)	教員の部活動指導の負担軽減と生徒の文化部活動への参加機会確保を図るため、部活動指導員を配置するとともに、文化団体等と連携し、部活動の地域移行に取り組む。 ・部活動指導員 23人(公立中学校21人、県立高校2人) 【新】文化団体等を運営主体とした地域クラブ活動等への試行的移行	文化課

22	学校部活動改革サポート事業	41,207 (41,390)	<p>教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、総合型地域スポーツクラブと連携し、部活動の地域移行等に取り組む。</p> <p>・部活動指導員 120人（公立中学校107人、県立高校13人）</p> <p>【新】市町村単位での中学校部活動の総合型地域スポーツクラブ等への試行的移行（豊後大野市）</p>	体育保健課
23	国民体育大会九州ブロック大会開催事業	72,218 (58,959)	<p>本県において国民体育大会第43回九州ブロック大会を開催し、九州ブロック代表選手を選出する。</p>	体育保健課

※ **新**は「新規事業」

大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

教育庁文化課

1 法改正の背景

- 博物館法が制定されてから約70年が経過し、博物館の設置形態が多様化(約200館[1951年]→約5,700館[2018年時点]と30倍に増加)
- 博物館には、文化芸術基本法の改正により、まちづくり、国際交流、観光、産業、福祉等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められる
- デジタル技術を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築等の機能の高度化

2 法改正の概要

①法律の目的及び博物館事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】
- 博物館の事業に**博物館資料のデジタル・アーカイブ化等を追加**【第3条】

②博物館登録制度の見直し

- 登録要件の見直し【第2条、第13条第1項～第2項】、登録審査の手続き等の見直し【第13条第3項、第16条～第19条】

3 条例の改正内容

①大分県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和56年大分県条例第23号) 条例所管課:教育庁文化課

条例の概要

郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、県立歴史博物館を設置し、管理に関する事項を定めている。

改正理由

Withコロナでの新たな鑑賞方法の構築及び法の一部改正に伴い、規定の整備をする必要があるため。

改正内容

(設置)第1条

改正前:博物館法(昭和26年法律第285号)第18条

改正後:**地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項**

(事業)第3条第1号

改正前:(民俗資料等(以下「歴史資料等」という。))

改正後:(民俗資料等(**電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)**を含む。以下「歴史資料等」という。))

(事業)第3条第2号

改正前:(新設)

改正後:**歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。**

②大分県立歴史博物館協議会条例(昭和56年大分県条例第24号) 条例所管課:教育庁文化課

条例の概要

歴史博物館の円滑な運営を図るため、協議会を置き、運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる機関として必要な事項を定めている。

改正内容

設置について、条例**第1条**で規定。条ズレにより改正。

改正前:第20条第1項

改正後:**第23条第1項**

施行 令和5年4月1日(予定)